

ロジスティクス環境会議
第11回共通基盤整備委員会

2005年6月9日(木)16:00~17:30
(社)日本ロジスティクスシステム協会 会議室

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - 1) 共通基盤整備委員会の活動内容について
 - 2) 環境関連法令の体系について
 - 3) 用語集について
使用方法の解説 (デモンストレーション)
 - 4) 第1回グリーンロジスティクス講習会について
 - 5) その他
3. 閉 会

【配布資料】

- 資料1 : 共通基盤整備委員会の活動内容
- 資料2-1 : 環境関連法令に関する懸案事項について
- 資料2-2 : 環境関連法令 インデックス
- 資料2-3 : 環境関連法令の解説 (案)
- 資料3 : 用語解説掲示板
- 資料4-1 : 第1回グリーンロジスティクス講習会
- 資料4-2 : 第1回グリーンロジスティクス講習会 参加者名簿
- 参考資料1 : 環境関連法令要約作成分担表および法令要約一覧
- 参考資料2 : 用語集について
- 参考資料3 : 第6回研究会について 参加者の感想
- 参考資料4 : 第10回共通基盤整備委員会 議事録
- 参考資料5 : 正副委員長ミーティング議事録

以 上

共通基盤整備委員会の活動内容

※2004年4月時点資料より加筆修正

1. 活動方針

環境会議及び各委員会の円滑かつ効果的な活動を支える共通的な「情報資源」を整備し、アウトプットは原則として全て公開する。

2. 活動内容

- 1) 物流・ロジスティクスの視点から、既存の用語集等には抜けている環境に関する用語を収集し、用語集として整備する。

⇒(1)「用語集」や「定義」という言葉が敷居の高い感じを与え、書き込みしづらい等の意見があるため、「用語集」を改め、用語の書き込み時点の背景や状況、ポイントを書込み者の視点でまとめていただけるように、「解説集」としてはどうか。
※書き込みされたものが必ずしも正しい定義ではない、というコメントを加える。

(2)「解説集」の書き込みを活性化するため、『CGL NEWS』等で環境会議メンバーに書き込みの要請を行ってはどうか。

(3)各委員会で重要語句と思われるものを挙げてもらい、優先的に書き込みを行っていく。

委員会(オフ会)の場で確認された用語と合わせ、8月より随時ホームページ上でオープンしてはどうか。

- 2) 行政、自治体、産業界、学界、団体等の情報を収集、整備する。

- ・行政、自治体の法制度や規制値、条例、目標値および各種インセンティブ等

⇒URLリンク集として作成済

- ・企業の環境報告書(ホームページ・印刷物)

⇒JILSにて収集(閲覧コーナーにて参照可能)

- ・学界、団体、大学、自治体の研究

⇒URLリンク集にて作成(予定)

- ・環境に関する書籍

- 3) 環境に関する国際動向(行政、自治体、企業の先進事例等)の調査を行う。

- ・環境対応の先進諸国や日本企業が進出している中国等についても、大使館や日本の出先機関等から情報を収集、整理した後、海外調査団等による調査を検討

⇒URLリンク集として作成中

- 4) 先端技術等の動向を把握し、委員会横断的なセミナーや勉強会を開催する。
⇒研究会：開催済み（7回/2005年6月時点）
⇒講習会（セミナー）：7月開催（予定）

3. アウトプット(成果)

- 1) 環境に関する用語集・・・・・・・・・・2004年4月より適宜公開
⇒2005年3月プレオープン
⇒各委員会の重要用語など、2005年8月よりオープン
- 3) 行政、自治体、産業界、学界、団体等のリンク集・・・2004年7月より適宜公開
⇒2005年2月オープン
- 4) 環境に関する国際動向の調査報告・・・・・・・・適宜実施
※行政、自治体、企業の先進事例等
⇒URLリンク集としてまとめる、2005年8月

以上

環境関連法令に関する懸案事項について

関連法令に関する資料をまとめた後、ホームページへ掲載、更新を行うにあたり、以下のようなことについて、基本的な考え方・ルールをご検討いただき、本日確認をとりたい。

1. 環境法令インデックス

- ・ 8月にバージョン1として掲載をし、随時バージョンをあげていく。

1) ロジスティクスに関連する法令をどこまで網羅させるか。

⇒ここでは、直接的に「環境」に関わる「マネジメント」の領域の法令に絞ってはどうか。

2) バージョンを更新するタイミングや方法はどうか。

- ・ 変更や修正等のチェックとその検討はどうか。

3) その他

2. 環境法令解説

- ・ 現在インデックスに掲載されている法令に対する解説を6月末までに完成させる。

1) 解説の内容についてのルール化。

目的、公布日、施行日等の記載をどうか

2) その他

3. 環境法令要約

1) 骨子（条文項目）記載のルール化。

施行期日等、改正によって増える項目のところの記載をどうか。（附則）

2) その他

以 上

資料 2 - 2
2005. 6. 9

環境基本法

H5.11.19
公布

気候変動枠組条約締結国会議 (COP)

地球温暖化防止京都会議 (COP3)

京都議定書

環境影響評価法

H9.6.13
公布

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達
の推進等に関する法律

H12.5.31
公布

公害の防止

廃棄物・リサイクル対策

地球環境保全

大気汚染防止法

S43.6.10
公布

循環型社会形成推進基本法

H12.6.2
公布

地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策の推進に関する法律

H10.10.9
公布

自動車排ガス規制法 (NOx・PM 法)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

S45.12.25
公布

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

S45.12.25
公布

資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律

H3.4.26
公布

オゾン層保護法

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

S.63.5.20
公布

悪臭防止法

S46.6.1
公布

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

H7.6.16
公布

フロン回収破壊法

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

H13.6.22
公布

騒音規制法

S43.6.10
公布

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法

H10.6.5
公布

海洋汚染海上災害防止法

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

S45.12.25
公布

振動規制法

S51.6.10
公布

食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

H12.6.7
公布

省エネルギー法

エネルギーの使用の合理化に関する法律

S54.6.22
公布

水質汚濁防止法

S45.12.25
公布

建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

H12.5.31
公布

地球温暖化対策推進大綱

H14.3.19
公布

PRTR法

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

H11.7.13
公布

自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律

H14.7.12
公布

ダイオキシン類対策特別措置法

H11.7.16
公布

PCB特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

H13.6.2
公布

[資料]
・環境法令研究会「環境六法」(中央法規)
・循環型社会法制研究会「循環型社会形成推進基本法の解説」(ぎょうせい)
・環境省「循環型社会白書 平成16年度版」(ぎょうせい)

環境関連法令の解説（案）

【環境関連の法規体系の大枠】

環境関連の法規は以下の3通りに大別できる。

- ① 大気汚染を抑制、防止
- ② 循環型社会の構築を促すサイクル、リユースの促進
- ③ 騒音などの抑制、防止

気候変動枠組条約では地球温暖化→二酸化炭素などの排出量削減、抑制などがグローバルな視点から議論され、条約化された。すなわち大気関連の問題解決を図ることに重点が置かれたわけである。わが国でも環境基本法→地球温暖化対策推進法、悪臭防止法、大気汚染防止法→自動車NO_x・PM法といった流れがある。今後は二酸化炭素排出権取引に関連する法整備も進むことになると思われる。

また地球温暖化防止京都会議→京都議定書の流れを受けて二酸化炭素の排出量削減などの重視のみならずリサイクル、リユースなどを促進する法律も相次いで成立している。わが国でも環境基本法→循環型社会形成推進基本法→資源有効利用促進法、グリーン購入法、廃棄物処理法→容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、といった流れで法律が整備されている。今後、順次、省資源業種、再利用業種、省資源化製品などの対象品目が追加されていくことになる。

さらにいえば騒音規正法、振動規制法により騒音公害の発生を防止、抑制することで環境保全を図ることも環境関連の法規体系を理解するうえでは重要である。

以下、それぞれの関連法規の解説である。

気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1980年代後半にさまざまな国際会議を通して気候変動について国際的に取り組んで行かなければならないという声が強くなってきた。特に1988年にカナダのトロントで開催された「変化する地球大気に関する国際会議」では大気関連の問題解決を目指す科学者や政府関係者などが多数、集まり、2005年までにCO₂排出量を1988年レベルの20%削減などを目指すこととされた。さらに1992年6月にはブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会が開催され、気候変動に関する国際的な条約を採択しようという声が大きくなった。現在我が国を含む187か国及び欧州共同体が締結（平成15年12月16日現在）。採択、各国内での批准手続きなどを経て、1994年3月には気象変動枠組条約が発効した。だが条約には2000年以降のCO₂排出量に関しては触れられておらず、先進国からは「追加的な義務を課す議定書が必要」という意見が出てきた。そうした流れを受けて開催されたのが気候変動枠組条約締結会議である。

気候変動枠組条約締結国会議・地球温暖化防止京都会議（COP3）

1997年には日本の京都で第三回締約国会議が開催された。そして具体的な気候変動防止策について定めた「京都議定書」が採択されることとなった。京都議定書では(1)数量目標、すなわちCO₂などの温室効果ガスの排出量をどのくらいに抑えるかということ(2)政策・措置、例えば炭素税の導入など環境対策などでの国際的共同歩調、(3)途上国の義務、急速に発達する中国やイ

ンドの CO2 排出量をどのように制御するかなど、さらに(4)手続き規定についての議論が進められた。京都議定書の大きな意義としては 2000 年以降の先進国の温室効果ガスの排出量について数量目標を設定できたことなどがあげられる。反面、米国の離脱など多くの国際政治上の課題も浮き彫りにした。

京都議定書

上記 COP3（第三回締約国会議）で採択された議定書で、先進国に対し、CO2 などの温室効果ガスを 1990 年比で、2008 年～2012 年に一定数値を削減するように求めている。（日本 6%、米国 7%、EU8%）。その目標達成のために京都メカニズムなどを導入している。119 개국および欧州共同体が締結。ただし 2001 年に米国のブッシュ政権が京都議定書からの離脱を表明している。

京都議定書で認められた排出量取引により、2005 年には欧州統一の排出量取引市場が誕生するなど、年間売買代金約 23 兆円の市場が誕生するという予測もある。

環境基本法

環境に関する諸問題について政策の基本的な方向を示す法律で、生活に密着した問題から地球規模の問題にいたるまでのさまざまな環境問題への対応を意図して作られた。環境基本法の第一章では環境保全の理念として持続可能な社会の構築、地球規模での環境保全などが謳われている。第二章では公害防止計画の策定、国による環境影響評価の推進、環境負荷を低減させた製品の利活用の促進などについて基本的施策が定められている。第三章では環境問題への対応を踏まえた多角的な判断の可能な国、自治体レベルの審議会や合議制の機関について定められている。

地球温暖化対策推進法

1998 年 10 月に制定。地方公共団体が自らの事務、事業に関連して温室効果ガスの排出抑制について実行計画を策定、その実施状況を公けにすることを義務としている。各地方自治体は地球温暖化に関連する啓蒙、啓発活動、対策などの推進を行い、そのためには「地球温暖化防止推進委員」や「地球温暖化防止活動推進センター」を設置することができるとしている。

循環型社会形成推進基本法

2001 年 1 月完全施行。同法では循環型社会を「廃棄物の抑制、再生資源の適正な利用の促進、循環利用しない廃棄物の適正処分、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を行う社会」とし、国、地方自治体、メーカー、消費者などはそれぞれ果たすべき責務を定めている。国、自治体の役割としてはリサイクルシステム、経路の整備、循環型ビジネス事業者の育成など、また消費者や事業者など、一般市民には廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用、あるいはそのシステムの整備、回収責任などを定めている。

⇒①資源有効利用促進法

2000 年 5 月に従来のリサイクル法（再生資源の利用の促進に関する法律）が改正され、同法となり、リサイクル（再生）に加えてリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）も促進する

こととなった。リデュースについては省資源、長寿化を推進するために修理体制の充実や包装のさらなる合理化を図ることとしている。またリユースについては部品を再利用しやすい設計、デザイン、部品の標準化などを促進することとしている。

⇒②グリーン購入法

循環型社会の形成を図るために公共部門が環境に配慮した製品を積極的に利用することを定めた法律。2001年に施行される。省庁、独立行政法人などの国、地方自治体の機関が特定調達品目において「環境に配慮した調達を進めるべき」と定めている。特定調達品目とは印刷、情報用紙、文房具、トイレットペーパーや公共事業開発などで使われる資材などである。

⇒③廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制を推進し、同時にその適正な分別、保管、収集、運搬、処分などを行うことで生活環境、公衆衛生の向上を図る法律である。1970年に成立、1997年に改正されている。廃棄物基準に違反した処理が行われた場合や土壌汚染のために生活環境に悪影響が及ぼされる場合には、都道府県知事などが排出事業者などに浄化の措置命令を発することなどができる。

大気汚染防止法

大気環境を保全するため、1968年に制定。大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。同法では、固定発生源（工場や事業場）から排出される大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められている。大気汚染物質の排出者はこの基準を守ることが義務となる。ばい煙、粉じん、有害大気汚染物質、自動車排出ガスに対して届出義務、排出規制、許容限度の設置などの規制を定める。都道府県知事は大気汚染状況の監視、報告義務を負う。また大気汚染による健康被害などについては事業者に対して無過失損害賠償責任を設けている。

⇒自動車排ガス規制法（NO_x・PM法）

ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）についての発ガン性などにより健康被害が懸念されたことから2001年（平成13年）6月にそれまでの自動車NO_x法の改正法として（自動車NO_x・PM法）が成立、翌年より施行されている。同法には、一定の自動車に関して、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない自動車を使うように「車種規制」が盛り込まれている。この規制によって、大都市圏で（首都圏、近畿圏、愛知・三重圏）使用できる自動車は制限されることになる。

なお、自動車排出ガスとは大気汚染防止法により「自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛、その他の人の健康または生活環境にかかわる被害を生じる恐れがある物質と政令で定められたもの」となっている。

悪臭防止法

事業場や日常生活で発生する悪臭について防止対策を推進する法律。濃度規制、臭気指数などについて定められている。臭気指数については臭気判定士の資格制度を設けている。指定された規制地域について悪臭の原因となる物質について規制基準が設定され、適合しない場合には改善命令、改善勧告が出される。悪臭の原因物質の多様化に伴い、規制対象物質はこれまで状況に応じて追加されてきた。

騒音規制法

工場騒音、建設騒音、自動車騒音を規制する法律で、それぞれについて規制基準が設けられ、それに適合しない工場施設などについては改善命令や改善勧告が出されるとしている。1968年に公布、施行された。

当初は工場騒音と建設騒音だけを規制するものであったが騒音問題の深刻化などに対応して改正が行われ、急速な都市の開発、拡大、旅客、貨物輸送、モータリゼーションの進行などによる道路公害の深刻化なども踏まえて自動車騒音も加えられた。

振動規制法

工場や事業場での事業活動、建設工事などで発生する振動について必要な規制を行う法律。道路交通振動に係る要請限度を定めるなどして、生活環境や国民の健康の保護を行うとしている。機械プレスや圧縮機など、著しい振動を発生する施設やくい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業を規制する。振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日などの基準を定めている。

循環型社会形成推進基本法⇒資源有効利用促進法



リサイクル法

容器包装リサイクル法

家庭、事業所などから出される一般廃棄物に使われるさまざまな容器、包装材に再商品化の義務を課した法律で1995年に成立。当初はスチール缶、ガラス製容器、飲料用などのペットボトル、牛乳パックなどの飲料用紙パックが対象となっていたが、2000年の改正で飲料用紙パック以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装も対象に追加された。同法では容器、包装について消費者の分別輩出、市町村などの費用負担による分別収集、事業者の費用負担などによる再商品化が規定されている。また容器包装の分別収集を容易にするために原材料の識別マーク表示を義務としている。

家電リサイクル法

2001年に成立。家庭から廃棄、排出されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを対象に再商品化を目的に設けられた法律。消費者には家電製品を廃棄するまでに可能な限り長期間しよし、排出量を削減させる努力を求めている。小売業者には使用済み家電の引き取り、製造業者への引渡しを義務付け、メーカーにはその引き取りと再資源化を求めている。今後、さまざまな電子機器が順次、追加される方向である。

食品リサイクル法

食品廃棄物の排出抑制、再資源化の促進を目的に01年に施行。食品加工メーカー、流通、販売店などのほかに外食産業、ホテルなども対象事業者となる。また一般消費者にも食品廃棄物の発生抑制、再生利用などに努めることを求めている。さらには同法により食品関連事業者などに

よる再生利用事業計画の作成・認定制度や食品を循環資源として利活用するための肥料化などを行う事業者の登録制度も設けられている。

建設リサイクル法

産業廃棄物の約四割を占めるという建設廃棄物を減らし、資源の有効活用を目的とした法律。新築、改装工事などを対象としてコンクリートなどの特定建設資材を指定し、分別解体、再資源化を義務付けている。また解体工事の発注者などに届出義務を課している。建設会社がリサイクルへの取り組みを本格化することを期待している。

自動車リサイクル法

02年7月に成立。自動車と解体くずの不法投棄を防止することなどを目的としている。シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグについて自動車メーカー、輸入業者に回収、再資源化を義務付けている。拡大生産者責任の原則のもとで自動車製造業者の役割、責任を明確化すると同時に長期使用、リサイクル使用可能な製品の生産を促進する。カーエアコンについてはフロン類の取り扱いを踏まえて一体的に扱っている。なお、フロン類についてはリサイクルを行わず、フロン類破壊事業者に委託して破壊することとしている。また自動車の設計、デザイン上の工夫などでリサイクルが容易な製品を開発することも促進している。

(主要参考文献)

『京都議定書は実現できるか』、石井孝明著、平凡社

『京都議定書の国際制度』、高村ゆかり、亀山康子編、信山社

『環境政策と環境法体系』、村松弓彦監修、社団法人産業環境管理協会

『循環型社会の公共政策』、山谷修作編著、中央経済社

『リサイクルのことがわかる事典』、エコビジネスネットワーク編、日本実業出版社

第1回 グリーンロジスティクス講習会

【日 時】2005年7月28日(木) 13:30～16:30

【会 場】全共連ビル会議室(No.1)

【参加費】無料

【定 員】60名

-----プログラム(予定)-----

【開 会】

13:30～13:35

ご挨拶 津久井 英喜氏

ロジスティクス環境会議 共通基盤整備委員会 委員長

／諏訪東京理科大学 経営情報学科 教授

【講演1】

13:35～14:25 (50分)

ミニストップ(株) 相談役

陶山 勝 氏

「経営トップが語る物流と環境の取り組み」

～荷主企業と物流企業の継続的なパートナーシップの実践～

【休 憩】

14:25～14:35 (10分)

【講演2】

14:35～15:25 (50分)

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

宮下 正己 氏

「改正省エネ法について」

【休 憩】

15:25～15:35 (10分)

【講演3】

15:35～16:25 (50分)

(講師交渉中)

「トラック車両に関する環境対応の動向」(仮)

～関係規制の概要と各トラックメーカーの対応～

【閉会】

16:25～16:30

以上

用語集について

下村副委員長からのご意見

1. 用語集の内容について

1) 完成度の高い上位 5・60 項目については、内容を整理して確定版としていったんリリースしても良いように思いました。

2) 用語に、環境のフィールドからの言葉と、物流のフィールドからの言葉があります。前者については、物流との関連、後者については環境との関連についての解説がないと、例えば環境用語辞典や物流用語辞典との違いがなくなるように思われます。

3) 240 余の項目がありますが、重複・同義語、さらに派生語（共同、共同配送、共同倉庫・・・）が結構あるように思われました。上位概念でまとめてしまっても良いのではないかと思います。

4) また、後半にはそれほど一般的ではない言葉もあるようです。それらはカットしても良いのではないかと思います。

2. 環境ロジスティクス用語辞典に収録する意義

環境 goo <http://eco.goo.ne.jp/>

辞典ドットコム <http://www.jiten.com/>

などの検索サイトでも「環境関連の用語」はかなり詳しく解説されております。特に環境フィールドの用語を解説する場合には、環境ロジスティクス用語辞典で敢えて解説することの必要性や意義を明確にしておくことが必要かと感じました。

No.	物流起源	環境起源	用語 ()内は投稿回数 ()なしはゼロ	感じたこと(練り具合など)
1	●		ロードプライシング(5)	完成度は高いと思いました
2	●		アイドリングストップ(4)	完成度は高いと思いました
3		●	循環型社会(4)	完成度は高いと思いました
4		●	ゼロエミッション(3)	完成度は高いと思いました
5	●	●	静脈物流(3)	完成度は高いと思いました
6		●	京都議定書(3)	完成度は高いと思いました
7	●		環境ロジスティクス(3)	完成度は高いと思いました
8		●	グリーン調達(3)	完成度は高いと思いました
9		●	フードマイレージ(3)	完成度は高いと思いました
10		●	自動車税のグリーン化(3)	完成度は高いと思いました
11		●	カスケード・リサイクル(3)	完成度は高いと思いました
12		●	環境基本法(3)	完成度は高いと思いました
13		●	グリーン購入法(3)	完成度は高いと思いました
14	●		リバースロジスティクス(3)	完成度は高いと思いました
15		●	自動車リサイクル法(2)	完成度は高いと思いました
16		●	グリーン・コンシューマー(2)	完成度は高いと思いました
17		●	環境会計(2)	完成度は高いと思いました
18		●	環境報告書(2)	完成度は高いと思いました
19		●	拡大生産者責任(2)	完成度は高いと思いました
20		●	エコロジカル・リュックサック(2)	完成度は高いと思いました
21	●		3E物流(2)	完成度は高いと思いました
22		●	プロダクト・ライフサイクル(2)	完成度は高いと思いました
23		●	自動車NOx, PM法(2)	完成度は高いと思いました
24		●	家電リサイクル法(2)	完成度は高いと思いました
25		●	容器包装リサイクル法(2)	完成度は高いと思いました
26	●		大都市物流(1)	完成度は高いと思いました
27		●	速度リミッター(1)	完成度は高いと思いました
28	●		総合静脈物流拠点港(1)	完成度は高いと思いました
29		●	スピードリミッター(1)	完成度は高いと思いました
30		●	環境基本法(1)	完成度は高いと思いました
31		●	サーマル・リサイクル(1)	完成度は高いと思いました
32	●		源流管理(1)	完成度は高いと思いました
33	●		共同化(1)	完成度は高いと思いました
34	●		還流促進(1)	完成度は高いと思いました
35	●		かんぱん方式(1)	完成度は高いと思いました
36		●	環境報告書ガイドライン(1)	完成度は高いと思いました
37		●	ウッドマイレージ(1)	完成度は高いと思いました
38		●	モンリオール議定書(1)	完成度は高いと思いました
39		●	モータリゼーション(1)	完成度は高いと思いました
40		●	低公害車(1)	完成度は高いと思いました
41		●	建設資材リサイクル法(1)	完成度は高いと思いました
42		●	気候変動に関する政府間パネル(1)	完成度は高いと思いました
43		●	ゴミゼロ工場(1)	完成度は高いと思いました
44		●	コンパクトシティ(1)	完成度は高いと思いました
45		●	環境責任(1)	完成度は高いと思いました
46		●	DFI(1)	完成度は高いと思いました
47		●	再生資源利用促進法(1)	完成度は高いと思いました
48		●	資源有効利用促進法(1)	完成度は高いと思いました
49		●	グリーン開発メカニズム(1)	完成度は高いと思いました
50		●	完全リサイクル(1)	完成度は高いと思いました
51		●	環境法(1)	完成度は高いと思いました
52		●	ローハス(1)	完成度は高いと思いました
53		●	社会的責任投資(1)	完成度は高いと思いました
54		●	グリーン・コンシューマー(1)	完成度は高いと思いました
55		●	CDM(1)	完成度は高いと思いました
56		●	3R(1)	完成度は高いと思いました
57		●	ライフサイクルアセスメント(1)	完成度は高いと思いました
58	●		横持ち(1)	完成度は高いと思いました
59		●	有害廃棄物の越境移動(1)	完成度は高いと思いました
60	●		モーダルシフト(1)	完成度は高いと思いました
61	●		返品(1)	完成度は高いと思いました
62		●	排出量取引(1)	完成度は高いと思いました
63		●	廃棄物処理法(1)	完成度は高いと思いました
64	●		トレーサビリティ(1)	完成度は高いと思いました
65		●	道路交通騒音対策(1)	完成度は高いと思いました
66		●	地球温暖化対策推進大綱(1)	完成度は高いと思いました

No.	物流起源	環境起源	用語 ()内は投稿回数 ()なしはゼロ	感じたこと(練り具合など)
67		●	地球温暖化	
68		●	地下水汚染	
69		●	ダンボール	
70		●	炭素税	
71	●		多品種少量多頻度物流	
72		●	大深度地下利用	
73		●	大気汚染	
74		●	ダイオキシン対策	
75		●	粗大ごみ	
76		●	ソーラーカー	
77		●	騒音規制	
78		●	生分解プラスチック	
79		●	製造物責任法	
80		●	スパイクタイヤ粉塵対策	
81	?		新品原料	
82	●		新総合物流施策大綱	
83		●	使用済み物資	
84		●	消費者包装	
85	●	●	省資源	
86		●	焼却処分	
87	●	●	省エネルギー	
88	●		修繕・修理	
89		●	産業廃棄物	
90		●	最終処分場	
91	●		混載輸送	
92	●		混載業者	
93	●		混載貨物	
94	?		コラボレーション	
95		●	ごみ焼却炉	
96	●		個装	
97	●		総合物流施策大綱	
98		●	環境基準	
99		●	公害	
100		●	ケミカル・リサイクル	
101		●	バーゼル条約	
102		●	くずプラスチック	
103		●	京都メカニズム	
104	●		共同配送	
105	●		共同納品代行	
106	●		共同倉庫	
107	●		共同実施	
108	●		求貨求車システム	
109	●		逆工程	
110	●		幹線共同運行	
111		●	環境保全型経済	
112		●	環境適合設計	
113		●	環境コスト	
114		●	環境格付け	
115		●	環境会計ガイドライン	
116		●	環境アセスメント	
117	●		から運搬	
118	●		通函	
119		●	可燃ごみ	
120	●		片荷輸送	
121		●	ガソリン税	
122	●		過剰包装	
123		●	長距離越境大気汚染条約	
124		●	中央環境審議会	
125		●	コンポスト	
126		●	原油流出事故	
127		●	環境行政	
128		●	エンド・オブ・パイプ	
129		●	エコロジカル・フットプリント	
130	●		エコポート	

環境起源の用語には「ロジスティクスとの関連」についての解説があると良いのでは。
例:地球温暖化 二酸化炭素の排出は運輸部門が33%でその大半はロジスティクス活動から生み出されている...

物流起源の用語には「環境との関連」についての解説があると良いのでは。
例:総合物流施策大綱 平成13年度発表の大綱では、環境について...と述べられている。また、現在策定中の新大綱でも、...が議論されている。

No.	物流起源	環境起源	用語 ()内は投稿回数 ()なしはゼロ	感じたこと(練り具合など)
131		●	エアロゾル	
132	●		帰り荷幹旋システム	
133		●	海洋投棄	
134		●	PM2.5	
135	●		ダンボールリサイクル推進シンボル	
136		●	サブスタンダード船	
137	?		サービス・サイジング	
138		●	環境規制	
139		●	環境確保条例	
140		●	海洋汚染	
141		●	化学的処理	
142		●	エネルギー課税	
143		●	パラスト水問題	
144		●	EPMS	
145		●	回収業者	
146		●	発泡プラスチック	
147		●	乗鞍環境保全法	
148		●	炭素税	
149	●	●	回収	
150		●	省エネ・リサイクル支援法	
151		●	ローハス	
152		●	ポートステイトコントロール	
153		●	光ビーコン	
154		●	カーシェアリング	
155		●	業務用冷凍空調機	
156		●	環境責任	
157		●	環境確保条例	
158		●	大阪港フェニックス計画	
159		●	安全	
160		●	温室効果ガス	
161	●		3E物流	
162		●	エコバランス	
163	●	●	物流公害	
164	●		新交通管理システム	
165	●		交通公害低減システム	
166		?	JI jopint implement..	
167		●	エコステーション	
168		●	環境税	
169		●	環境基準	
170		●	規制緩和	
171		●	川崎公害訴訟	
172		●	改正リサイクル法	
173		●	汚染者負担の原則	
174		●	エコマテリアル	
175		●	折り畳みコンテナ	
176		●	エコマーク、エコマーク認定商品	
177		●	硫黄酸化物	
178		●	アメリカロジスティクス管理協議会	
179		●	SOx	
180		●	VICS	
181		●	NOX削減法	
182		●	NOX	
183		●	LNG自動車、LPGトラック	
184		●	ISO14000	
185		●	IPCC	
186		●	エコカー	
187		●	FCEV	
188		●	ETC	
189		●	DPF SPM(PM)	
190		●	DEP	
191		●	COP3, COP6	
192		●	CO2, CO2排出権	
193		●	CNG	
194	●		CLM	
195		●	埋め立て処分	
196		●	ワンウェイ容器	
197		●	ローハス	
198		●	リペア、リユース、リデュース /	
199	●		リサイクルポート	

No.	物流起源	環境起源	用語 ()内は投稿回数 ()なしはゼロ	感じたこと(練り具合など)
200		●	リサイクル、リサイクル法	
201		●	インバースエンジニアリング	
202	●		輸送・輸送包装	
203	●		メタノール自動車	
204		●	マニフェスト	
205		●	マテリアルリサイクル	
206	●		包装廃棄物	
207	●		包装	
208		●	分別収集	
209		●	一般廃棄物	
210		●	フロン類破壊施設	
211		●	不法投棄	
212	●		物流共同化	
213		●	ファクター10	
214		●	浮遊粒子状物質	
215		●	微小粒子状物質	
216		●	発泡ポリエチレンペーパー	
217		●	発泡スチロール	
218		●	廃プラスチック	
219		●	ハイブリッド自動車	
220	●		一貫パレチゼーション	
221		●	廃棄物等の発生抑制	
222		●	廃棄物処理/リサイクルガイドライン	
223		●	廃棄物	
224		●	廃棄	
225		●	排ガス浄化装置	
226		●	自動車騒音対策 その2	
227		●	排ガス規制	
228		●	バージン原料	
229	●		一括集荷	
230		●	燃料電池自動車	
231		●	熱回収	
232		●	土壌汚染防止法	
233		●	土壌汚染	
234		●	道路交通情報通行システム	
235		●	道路公害	
236		●	天然ガス自動車	
237		●	電気自動車	
238		●	圧縮天然ガス自動車	
239	●		テクノスーパーライナー	
240		●	低燃費かつ低排出ガス認定車	
241		●	低公害車	
242		●	ディーゼル排気粒子(DEP)	
243		●	ディーゼル車NO作戦	
244		●	代替用製品	
245		●	使い捨て容器	
246		●	中古車オークション	
247		●	窒素酸化物	

共通基盤整備委員会 第6回研究会について 参加者の感想

1. セミナー等では明らかにされない本当の内容が聞くことができ良かった。
2. リサイクルに対する取組みが大変良く分った。
3. リユースセンター、リサイクルセンターの循環型ロジスティクスにおける役割について、よく理解できた。
4. 勉強になるので、今後も出来る限り出席したい。
5. 他所では聞けない話で面白かった。
6. 今後も研究会を行い、多面的、多角的に環境対応のロジスティクスについて意見をしていくのが良いと思う。
7. リバースで検討している事項について、既に行っている事例を聞くことができ、大変良かった。
8. 他業種の環境負荷低減への取組みは参考になる。今後も、毎月続けて行ってほしい。
9. 色々な業種の方のお話を伺いたい。
10. 質疑応答はもっとコンパクトに、30分程度でよいのではないか。
11. 見聞を広めるために、部屋の中でのパワーポイントの説明を聴くだけでなく、実地の見学会を行ってみてはいかがでしょうか。例えば、トラックを組み立てている生産ラインを見学する。

ロジスティクス環境会議

共通基盤整備委員会 正副委員長ミーティング 議事録

I. 日 時：2005年6月2日（木） 17：30～18：30

II. 場 所：(社)日本ロジスティクスシステム協会 会議室

III. 出席者：委員長 津久井 英喜 (敬称略・順不同)
副委員長 堀口 英雄、下村 博史
委 員 鈴木 邦成
事務局 佐藤 修司、遠藤 直也、市川 真紀

IV. 議 案：

1. 環境関連法規について
2. 用語集について
3. 共通基盤整備委員会のアウトプットについて

V. 内 容：

1. 環境関連法規について

鈴木委員に作成いただいた法令のインデックスをもとに、事務局が法令を分類分けなど整理したものを、基本的には『バージョン1』として8月にホームページへ掲載する。

⇒資料1－2参照

- ※法令解説ならびに法令要約の抜けている部分を早急に完成させる。
- ※枠組みや内容等の修正がある場合は随時バージョンをあげていく。

1) 関連法令の項目要約の作成（項目の抽出と整理）

第9回委員会において、津久井委員長より委員各位に法令の要約を依頼し、残った以下の法令については津久井委員長、鈴木委員に作成いただく。

- ・ 建設リサイクル法 ⇒ 津久井先生作成
- ・ 環境影響評価法
- ・ 海洋汚染海上災害防止法 } ⇒ 鈴木先生作成
- ・ 水質汚濁防止法

2) 関連法令の解説の作成

以下の法令は第9回委員会時点のインデックスに入っていなかったため、鈴木委員に解説を追加で作成いただく。

- ・ PCB特別措置法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ P R T R法
- ・ 海洋汚染海上災害防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 環境影響評価法
- ・ 地球温暖化対策推進大綱

- ・ 省エネルギー法
- ・ オゾン層保護法
- ・ フロン回収破壊法

2. 用語集について

- 1) 「用語集」や「定義」という言葉が敷居の高い感じを与え、書き込みしづらい等の意見があるため、「用語集」を改め、用語の書込み時点の背景や状況、ポイントを書込み者の視点でまとめていただけるように「解説集」と改める。
※書き込みされたものが必ずしも正しい定義ではない、というコメントを加える。
- 2) 「解説集」の書込みを活性化するため、『CGL NEWS』等で環境会議メンバーに書込みの要請を行う。
- 3) 各委員会で重要語句と思われるものを挙げてもらい、優先的に書き込みを行っていく。
委員会（オフ会）の場で確認された用語と合わせ、8月より随時ホームページ上でオープンする。
- 4) 第4回本会議（2006年3月予定）に提示するアウトプットとして、各委員会からあげられた重要用語の解説を冊子としてまとめる。

以 上